

答 申 第 225 号

平成18年4月18日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年8月17日付け政法第153号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された、平成17年7月5日付け政法第110号及び同日付政法第112号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

鋸南町は、鋸南町独自の通所介護事業を介護保険の通所介護事業と偽って介護報酬の不正受給をしている。

県職員らは、故意に鋸南町を放置しており、重過失がある。重過失とならないよう県職員らは、何らかの対策をしているはずで、それが対象文書である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 不開示の理由について

(1) 異議申立人の行った平成17年6月6日付け行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）及び平成17年6月8日付け行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求等」という。）の対象となる行政文書は、安房郡鋸南町の介護保険に係る事務（以下「鋸南町介護保険事業」という。）に関するものである。

(2) 鋸南町介護保険事業に関する情報は、千葉県の行政組織において保有する場合には、介護保険事業に関する事務を千葉県の行政組織上分掌する所属（以下「介護保険担当課」という。）において、保有すべきものである。

しかし、政策法務課は、そもそも県の行政組織上の分掌事務として介護保険事業に関する事務を所掌しておらず、介護保険担当課に該当しないから、介護保険事業に関する事務に係る行政文書を取得し、又は保有する立場にない。

(3) 仮に、異議申立人の行った開示請求に係る情報を政策法務課が保有することがあるとすれば、政策法務課の職員が介護保険担当課から鋸南町介護保険事業に係る法律相談等を受け、その際に鋸南町介護保険事業に関する情報の記載された資料を入手した場合が考えられるが、介護保険法が施行された平成12年4月1日以降これまでの間、当該情報に関して介護保険担当課と政策法務課との間で行政文書による照会及び回答が行われたという事実はない。

(4) よって、本件請求等の対象となる行政文書は、政策法務課において保有していない。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は、客観的な根拠を示すことなく、根拠のない推測を前提として行政文書の存在を事実であるかのように憶測している。異議申立ての理由は、異議申立人の独自の見解によるものであり、異議申立ての正当な理由になり得ないと考える。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求等及び本件決定等について

異議申立人が、実施機関に対して行った本件請求1は、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が、その通所介護事業の会計処理を鋸南町介護保険特別会計でなく、鋸南町一般会計で処理するのが許される根拠についてわかる書類」、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が、日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めているのが許される根拠についてわかる書類」、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町がその通所介護事業にて介護保険法施行令1条違反の会計処理や、介護保険法41条1項違反の日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めているのに、千葉県知事及び千葉県健康福祉部保険指導課の課長及び介護保険室の全職員が請求人の再三指摘したにも係わらず放置しているのが重過失でないことについてわかる書類」、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町がその通所介護事業をすることができる根拠が介護保険法175条の外にあることがわかる書類」、「介護保険法175条の保健福祉事業として施設の運営をしないのなら、平成11年7月27日付け事務連絡（いわゆる「公設民営」等の取扱いについて）から、安房郡鋸南町に介護保険法の通所介護事業者の指定を県知事はできないのに、安房郡鋸南町が指定を受けている根拠についてわかる書類」、「介護保険法175条では、「指定居宅サービス事業」と「介護保険施設の運営」が別になっているのに、千葉県健康福祉部保険指導課介護保険室が、平成12年1月11日付け事務連絡（臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて）の勘定に係る質問の「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合」では「指定居宅サービス事業」も「介護保険施設の運営」が同じとする根拠についてわかる書類」、「平成12年1月11日付け事務連絡（臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&A）の勘定に係る質問にある「市町村が保険福祉事業として施設の運営を行わない場合」とは具体的にどのような場合であるかについてわかる書類」、「過去の住民監査請求において千葉県健康福祉部保険指導課が監査委員に対して介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が、その通所介護事業の会計処理を、鋸南町介護保険特別会計でなく、鋸南町一般会計で処理するのが違法ではないと判断させたことに関する一切の書類（住民監査請求における監査委員事務局からの書類も含む）」、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町のその通所介護事業における介護保険法施行令1条違反の会計処理や、介護保険法41条1項違反の日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めていることによる安房郡鋸南町への不当利得返還請求権の消滅時効が何年であるかについてわかる書類」、「介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町のその通所介護事業における介護保険法施行令1条違反の会計処理や、介護保険法41条1項違反の日常生活に要する違反の是正についてわかる書類」であり、本件請求2は「別添のとおり介護保険の通所介護事業者の安房郡鋸南町が介護保険法41条1項、4項の違反をしているのに、違法が是正されなくてよい根拠についてわかる書類（添付書類H17.2.23付鋸保福第149号公文書不存決定通知書）」であった。

実施機関は、本件請求1については、異議申立人に電話で確認を取った結果、ま

た、本件請求2については、行政文書開示請求書の宛てに「(政法分)」との記載があることから、本件請求等は、政策法務課が保有する行政文書を対象としたものであると判断した。

実施機関は、本件請求等は、介護保険事業に関する事務に係る行政文書を求める趣旨であると解釈し、本件請求等に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していなかったため、平成17年7月5日付け政法第110号及び同日付け政法第112号で行政文書不開示決定（以下「本件決定等」という。）を行った。

2 本件請求等に係る行政文書の不存在について

(1) 実施機関は、そもそも政策法務課が所掌している事務上、本件請求等に係る行政文書は作成又は取得していないため、政策法務課は本件請求等に係る行政文書は保有しないと説明する。

(2) そこで、千葉県組織規程(昭和33年千葉県規則第68号)を確認したところ、介護保険法の施行に関する事務は、保険指導課(医療整備課において所掌するものを除く。)及び医療整備課(介護老人保健施設に係るものに限る。)が所掌しており、政策法務課が所掌する事務でない。

(3) そうすると、政策法務課は介護保険法の施行に関する事務を所掌しておらず、異議申立人が行った本件請求等の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、本件請求等に係る行政文書は保有しないという実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。

(4) したがって、本件請求等に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人の主張については、当審査会の判断に直接影響を与えるものではないことから、当審査会は判断しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定等は妥当である。

第5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 17	諮問書の受理
17. 9. 28	実施機関の理由説明書の受理
18. 3. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成18年3月28日現在)